

地方独立行政法人市立東大阪医療センター
第2期中期計画（案）等健康部作成資料

令和2年12月

東大阪市

目次

1. 中期計画について	• • • •	1
2. 令和2年度中期計画等スケジュール	• • • •	5
3. パブリックコメントの意見結果と市の考え方	• • • •	7
4. 第2期中期目標（案）に係る意見書	• • • •	9
5. 第2期中期計画（案）に対する意見書（案）	• • • •	11
6. 第2期中期計画に係る意見照会参考様式	• • • •	13

中期計画について

1. 中期計画とは

中期計画とは、地方独立行政法人法（以下「法」）第 26 条第 1 項に基づき、地方独立行政法人の設立団体の長（市長）が指示した中期目標を達成するための具体的計画であり、地方独立行政法人が中期目標を踏まえて定める計画のこと。

2. 公営企業型地方独立行政法人に関する特例

- ・ 料金に関する事項を中期計画に定めなければならない（法第 83 条第 2 項）。
- ・ 設立団体の長（市長）による認可に際し、議会の議決が必要（法第 83 条第 3 項）。
- ・ 剰余金を中期計画に定める使途に充てる場合には、設立団体の長（市長）の承認を要しない（法第 84 条）。

3. 記載すべき事項

- ① 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ④ 短期借入金の限度額
- ⑤ 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
- ⑥ 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- ⑦ 剰余金の使途
- ⑧ その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- ⑨ 料金に関する事項（公営企業型の場合）

4. 中期目標と中期計画の関係

中期目標	中期計画
中期目標の期間	（中期目標期間と同じ）
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
業務運営の改善及び効率化に関する事項	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

財務内容の改善に関する事項	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画
	短期借入金の限度額
	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	剰余金の使途
	料金に関すること（公営企業型のみ）
その他業務運営に関する重要事項	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

5. その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項について

中期計画で定めなければならない法定上の事項に加え、設立団体（東大阪市）の規則において、中期計画に定める事項を規定することが可能（業務運営に関する事項に限る）。

東大阪市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標の期間を超える債務負担 ・ 法第 40 条第 4 項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画 ・ その他、法人の業務運営に関し必要な事項

6. 中期計画策定の手続き

- ・ 中期計画の作成【法人】（法第 26 条第 1 項）
- ・ 評価委員会の意見の聴取【設立団体の長（市長）】（条例第 2 条第 1 項第 2 号）
- ・ 議会の議決【設立団体の議会】（法第 83 条第 3 項）
- ・ 認可【設立団体の長（市長）】（法第 26 条第 1 項）
- ・ 公表【法人】（法第 26 条第 4 項）

※条例・・・地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例

7. 「新公立病院改革プラン」との関係

地方独立行政法人においては、「地方独立行政法人が地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合には、ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りるものである。」とされている。

↓

「新公立病院改革プラン」と位置づけられるように「中期計画」を策定する。

※現在の「新公立病院改革プラン」は、令和2年度までとなっており、令和3年度以降の新たなプランの内容については、総務省からは現在のところ示されていない。

8. 目標指標の設定について

中期目標案の前文において、

「第2期中期計画の策定に際しては、この中期目標を確実に達成するために具体的な数値目標の設定、進捗管理を行い、常に改善していくことを求める。」

としている。

地方独立行政法人市立東大阪医療センター第 2 期中期目標、中期計画策定スケジュール（予定）（令和 2 年 11 月 25 日現在）

時期	事項	内容
10 月 15 日～ 11 月 16 日	パブリックコメント	<u>中期目標（案）のパブリックコメントによる意見募集期間</u>
<u>パブリックコメント実施後の中期目標（案）を 委員長へ報告（修正意見なし）</u>		
11 月 17 日	評価委員へ報告	<u>パブリックコメント（修正意見なし）意見結果を評価委員へ報告</u>
11 月 18 日	評価委員会から市長へ意見書の提出	<u>中期目標（案）に対する意見書の提出（委員長一任事務局預かり）</u>
11 月 20 日	中期目標（案）の決定	<u>中期目標（案）の決定</u>
11 月 30 日	議会提案	<u>市は中期目標（案）を議会へ提案（議決事項）</u>
12 月 7 日～9 日	評価委員へレク	<u>中期計画（案）の説明及び意見聴取</u>
12 月 18 日まで	意見照会	<u>中期計画（案）の評価委員への意見照会</u>
1 月中旬予定	中期計画（修正案）の提出	<u>医療センターより市へ 中期計画（修正案）の提出</u>
1 月中旬～ 1 月下旬	評価委員へ（事前）レク	<u>中期計画（修正案）の説明及び意見聴取</u>
1 月 26 日（火）	第 4 回評価委員会	<u>中期計画（案）の説明及び意見聴取</u>
2 月上旬	評価委員会から市長へ意見書の提出	<u>中期計画（案）に対する意見書の提出（委員長一任）</u>
2 月未定	議会提案	<u>中期計画（案）を議会へ提案（議決事項）</u>

※現時点でのスケジュール予定のため、状況によって変更となる場合があります。

地方独立行政法人市立東大阪医療センター第2期中期目標（案）
に寄せられた意見と市の考え方

意見 番号	意見該当項目	意見の概要	市の考え方	中期目標 案修正の 有無
1	第2 2- (2) 院内環境の快適 性の向上	<p>単に「誰もが利用しやすい」とのみ記載するのではなく、「多様な利用者の特性を理解し、障害のある人もない人もすべての人が利用しやすい」などのようにバリアフリー、ユニバーサルデザインを意識した記載にしてはどうか。</p> <p>具体的には「誰もが利用しやすい」とは手話通訳の常時配置などの方法で情報保障をすることにより聴覚障害者が病院を利用しやすくするなど含むものですか。</p>	<p>第2期中期目標では、「第2 2 患者満足度の向上 (2)院内環境の快適性の向上」の「イ 施設の維持補修を計画的に行うと共に、誰もが利用しやすい環境を整備すること。」のように「誰もが利用しやすい」環境の整備とありますが、これは市立東大阪医療センターに対して障害者や高齢者への配慮、多言語対応といった様々なニーズに対応した病院運営を行っていただくことを求めたものです。</p> <p>今後市立東大阪医療センターでは、この第2期中期目標を受けて、第2期中期計画を策定し具体的な取り組み内容を定めていくこととなりますが、今回いただきましたご意見を参考に、院内環境の快適性の向上に向けた取組みを検討するよう医療センターに対して申し伝えいたします。</p>	無
2	第3 2- (2) 人材の育成	<p>「コミュニケーション能力の向上」とは単に相手の話を聞く能力を養うといったものではなく日本語以外の言語、日本文以外の文化に対する理解をも深め、すべての利用者との円滑なコミュニケーションを目標とするものですか。</p> <p>具体的には職員が簡単な手話を覚えるなどにより聴覚障害者とのコミュニケーションをはかるなどのコミュニケーション能力の向上に努めるということがわかるような文章にはできないですか。</p>	<p>第2期中期目標では、「第3 2 人材の確保と育成(2)人材の育成」の「職員の職務能力・コミュニケーション能力の向上など役割に応じた多様な研修による人材育成を戦略的・計画的に行うこと。特に、職員の意識改革を図る措置を講じること。」のように「コミュニケーション能力の向上など」としてありますが、これは障害者や高齢者への配慮、多言語対応といった様々なニーズに対応すべく医療センター全職員のコミュニケーション能力の向上が必要なものとして認識したうえでの記載としております。</p> <p>今後市立東大阪医療センターでは、この第2期中期目標を受けて、第2期中期計画を策定し具体的な取り組み内容を定めていくこととなりますが、今回いただきましたご意見を参考に検討するよう医療センターに対して申し伝えいたします。</p>	無

令和2年11月18日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人

市立東大阪医療センター評価委員会

委員長 津 森 孝 生

職務代理者 塩 尻 明 夫

委員 北 野 恵 子

委員 喜 馬 通 博

委員 高 橋 弘 枝

委員 田 中 崇 公

委員 米 山 隆 夫

意 見 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る第2期中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項に基づく当評価委員会の意見は下記のとおりです。

記

法第25条第1項の規定に基づく第2期中期目標（案）については、別添のとおり定めることが適当と判断します。

(案)

令和2年 月 日

東大阪市長 野田 義和 様

地方独立行政法人
市立東大阪医療センター評価委員会
委員長 津 森 孝 生
職務代理者 塩 尻 明 夫
委員 北 野 恵 子
委員 喜 馬 通 博
委員 高 橋 弘 枝
委員 田 中 崇 公
委員 米 山 隆 夫

意 見 書

地方独立行政法人市立東大阪医療センターに係る第2期中期計画(案)について、地方独立行政法人市立東大阪医療センター評価委員会条例第2条第1項第2号の規定に基づく当該評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第26条第1項の規定に基づく第2期中期計画(案)については、別添のとおり定めることが適当と判断します。

◎第2期中期計画（案）に関する意見照会参考様式

2. 中期計画（案）の内容について（○で囲んでください。）

意見なし	意見あり
------	------

2-2. （意見ありを選んだ場合）原案の修正内容について教えてください。

番号	項目	意見等内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		